

一 指定管理業務実施上の留意事項一

帯広市

指定管理業務の履行に当たっては、行政サービスの品質を確保するため、執行の適正化と関係法令等の遵守を確保するとともに、地域の活性化の面から、雇用の安定や就労の促進、地元業者等の積極的な活用を図ることとしておりますので、この趣旨を理解され、次の事項について十分配慮してください。

1 地元業者の活用、地元資材の優先的使用について

指定管理業務の履行に際しては、第三者へ業務を委託する場合や、各種調達等における地元業者の活用、さらには、地元資材の優先的使用に努めてください。

2 第三者への委託等の取扱いについて

指定管理業務を第三者へ一括委託することは、協定書で禁止していますが、業務の一部について委託をしようとする場合には、あらかじめ本市の承諾を得る必要があります。

なお、業務の一部を委託するに当たっては、業務内容を明確にするため、委託に係る請負契約を結ぶとともに、委託先の労働者に不利益が被らないよう、請負代金の支払いは、なるべく現金で速やかに行い、特に労務賃金に相当する分が確実に労働者に支払われるよう配慮してください。

また、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示）に十分留意し、適正な請負事業として実施してください。

3 人件費の積算について

指定管理料に含まれる人件費は、募集要項記載の積算内訳に基づき積算しているので、この点に十分留意し、適正な水準の給与・賃金を支払うよう配慮してください。

4 消費税の取扱いについて

本市業務の指定管理料には、消費税及び地方消費税が含まれております。従いまして、第三者への委託に係る請負契約、各種調達等において消費税及び地方消費税額分を適正に上乗せした価格で契約を締結されるよう配慮してください。

5 個人情報の取扱いについて

条例等の定めにより、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを、業務に従事する者に対して周知徹底するとともに、業務の処理上知り得た個人情報について、情報の漏えい、滅失及びき損の防止とあわせ、個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じてください。

6 労働者の雇用拡大について

指定管理業務における労働者の雇用については、地域の活性化にもつながることから、公共職業安定所と密接な連携をとり、地元労働者及び季節労働者を積極的に雇用するよう配慮してください。

7 雇用通知書（労働条件通知書）の発行について

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。

貴職の労働者に対する雇用通知書の完全発行はもとより、第三者への委託がある場合は、その労働者も含めて雇用通知書の完全発行について徹底するため、市の承認を求める際に、雇用通知書の発行についても確認し、併せて報告してください。

8 法定労働時間の遵守及び年次有給休暇の付与について

労働基準法に基づき、週40時間の法定労働時間を遵守してください。

また、雇い入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した（する予定の）労働者には、10日間の年次有給休暇を付与してください。

継続雇用する期間が、6か月未満の季節労働者についても次に示す目安により有給休暇を付与するよう努めてください。

(1) その継続する就労月数が3か月以上4か月未満の者には3日程度

(2) その継続する就労月数が4か月以上6か月未満の者には5日程度

季節労働者は、その勤務形態から実際にこれらの有給休暇を取得できる期間が短いと考えられることから、就労期間中に前倒しで付与する等実際に有給休暇が取得できるよう努めてください。

9 法定保険への加入について

労働者の福祉向上のため、必要な法定保険（雇用保険、健康保険、厚生年金等）に加入してください。

10 障害を理由とする差別の解消の推進について

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、事業者は障害を理由とする「差別的取扱い」が禁止され、社会的障壁の除去について「合理的配慮」に努めなければなりません。法律の施行に伴い、市では職員が適切に対応するための「対応要領」を策定しましたので、障害のある人への対応について、市職員と同様に「対応要領」の遵守に努めてください。ただし、所管の主務大臣が定める「対応指針」による対応を妨げるものではありません。

11 特別徴収の実施について

地方税法等に基づき、給与から所得税を源泉徴収している事業所は、原則として市・道民税についても特別徴収の義務があります。納税者の利便性向上のため、特別徴収を実施してください。

12 暴力団排除の取組について

帯広市は、平成26年4月1日より「帯広市暴力団排除条例」を施行し、公共事業等からの暴力団の排除に取り組んでいます。下請契約や再委託契約、物品調達契約にあたっては暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力してください。

13 その他

帯広市では、指定管理業務の協定を締結した事業者に対して、本文書で配慮をお願いしている事項等が適正に実施されているかを確認するため、「帯広市指定管理者導入施設のモニタリングマニュアル」に基づき調査を行います。事業者の皆様におかれましては、上記事項に十分配慮し、適正な業務の執行を徹底してください。